

IBM Cognos Territory and Quota Management

ご利用条件 (以下、「ToU」といいます。) は、本「IBM ご利用条件 – SaaS 特定オフリング条件」 (以下、「SaaS 特定オフリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 – 一般条件」 (以下、「一般条件」といいます。) という表題の文書で構成されています

(URL:<http://www.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

相違がある場合には、「SaaS 特定オフリング条件」が「一般条件」に優先するものとします。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。

「ToU」は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オフリングのご契約条件」 (該当する方。以下、「本契約」といいます。) に追加されるものであり、「ToU」と併せて完全な合意として成立します。

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オフリングは、これらの「SaaS 特定オフリング条件」の対象です。

- IBM Cognos Territory and Quota Management for Active Payees
- IBM Cognos Territory and Quota Management for Inactive Payees
- IBM Cognos Territory and Quota Management
- IBM Cognos Territory and Quota Management Data Volume
- IBM Cognos Territory Management
- IBM Cognos Quota Management
- IBM Cognos Territory and Quota Management Single Tenant Premium
- IBM Cognos Territory and Quota Management Additional Production Instance
- IBM Cognos Territory and Quota Management Additional Non-Production Instance
- IBM Cognos Territory and Quota Management Data History Premium

2. 課金単位

「IBM SaaS」は、「取引文書」で規定された以下の課金単位のいずれかに従って販売されます。

- a. 「アクセス」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「アクセス」とは、「IBM SaaS」を利用する権利です。お客様は、お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に指定された計測期間中に、「IBM SaaS」を利用するために 1 件の「アクセス」使用許諾を取得する必要があります。
- b. 「許可ユーザー」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。お客様は、何らかの手段により直接的または間接的に (例えば、多重化プログラム、デバイスまたはアプリケーション・サーバーを介して) 「IBM SaaS」にアクセスする「許可ユーザー」ごとに、個別に専用の使用許諾を取得する必要があります。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」へのアクセス権限が付与される「許可ユーザー」の数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。
- c. 「対象参加者」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「IBM SaaS」が管理または追跡するサービス提供プログラムに参加できる各個人または法人は、「対象参加者」です。お客様は、自己の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」によって管理または追跡されるすべての「対象参加者」をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。
- d. 「インスタンス」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「インスタンス」とは、特定の構成の「IBM SaaS」へのアクセスです。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中にアクセスおよび利用することが可能な「IBM SaaS」の「インスタンス」ごとに十分な使用許諾を取得する必要があります。
- e. 「100 万レコード行」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「レコード」とは、「IBM SaaS」によって管理される任意の物理的または電子的な文書に相当するデータ (発着信詳細記録、インボイス、計画書、発注書、見積書、受領証、申告書、売約定書、一覧表、および出荷通知書を含みますがこれらに限定されません。) を意味します。「レコード行」は、「IBM SaaS」を使用し

て処理される「レコード」内の行項目です。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」によって処理される「レコード行」の総数をカバーするのに十分な「100 万レコード行」の使用許諾を取得する必要があります。

- f. 「レガシー・ペイイー」および「レガシー契約」は、「IBM SaaS」の利用資格を得る際の課金単位です。レガシー課金単位タイプについては、IBM は、もはや積極的な販売活動を行っておりません。ただし、IBM は、その単独の裁量で、レガシー利用資格タイプに基づいて、一定のバージョンの「IBM SaaS」を利用するお客様の既存の利用資格を拡大させること (以下、「レガシー SaaS」といいます。) に同意する場合があります。「PoE」の「IBM SaaS」名において、「レガシー」課金単位タイプに基づき取得された「IBM SaaS」オファリングは、「レガシー」の表記で示されます。お客様が「レガシー SaaS」を利用する場合はすべて、「レガシー SaaS」を利用する資格をお客様が最初に取得した際に従った契約 (以下、「レガシー契約」といいます。) に定める課金単位条件が適用されます。いかなる場合も、「レガシー SaaS」を利用するお客様の権利が、「レガシー契約」の条件により「PoE」に定める金額を超過して拡大すると解釈されることはなく、また、指定された「レガシー SaaS」の課金単位条件以外の条件が、当該「IBM SaaS」オファリングの利用に適用されるとみなされることもありません。

3. 料金および課金

「IBM SaaS」に対する支払金額は、「取引文書」に明記されます。

3.1 1 か月に満たない期間の料金

1 か月に満たない期間の料金は、日割計算によりお客様に請求されます。1 か月に満たない期間の料金は、IBM がお客様に対して「IBM SaaS」へのアクセスが可能になったことを通知した日から開始し、その月の残りの日数に基づき計算されます。

3.2 超過料金

請求サイクル中のお客様の実際の利用がお客様の使用許諾の範囲を超過する場合には、お客様は、「取引文書」に定める率に従い、その超過分についても月次で請求されます。

4. 「IBM SaaS」の「サブスクリプション」の更新オプション

以下のいずれかを指定することによって、「サブスクリプション期間」の終了時に「IBM SaaS」を更新するかどうかをお客様の「PoE」で定めます。

4.1 自動更新

お客様の「PoE」に、お客様の更新は自動更新と記載されている場合、お客様は、「PoE」に規定されている有効期間満了日の少なくとも 90 日前までに、書面による要求により、期間満了となる「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」を終了させることができます。IBM または「IBM ビジネス・パートナー」が、有効期間満了日までにかかる終了通知を受領していない場合、期間満了となる「サブスクリプション期間」は 1 年間、または「PoE」に規定される当該更新前の「サブスクリプション期間」と同じ期間のいずれかの期間で自動的に更新されます。

4.2 請求の継続

「PoE」にお客様の更新は継続すると付記されている場合、お客様は引き続き「IBM SaaS」に対するアクセス権を有するものとし、「IBM SaaS」の利用に対して継続的に請求が行われます。「IBM SaaS」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するためには、お客様は 90 日前までに、IBM または「IBM ビジネス・パートナー」にお客様の「IBM SaaS」の解約を要求する通知を書面で行う必要があります。お客様のアクセスの解約により、お客様には解約が効力を生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

4.3 更新必要

「PoE」にお客様の更新タイプは「終了」であると付記されている場合、「IBM SaaS」は「サブスクリプション期間」の満了時に終了し、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスは削除されます。終了日以降も「IBM SaaS」の利用を継続するには、お客様の IBM 営業担当員または「IBM ビジネス・パートナー」に対して発注し、新規の「サブスクリプション期間」を購入する必要があります。

5. テクニカル・サポート

「サブスクリプション期間」中に「IBM SaaS」に対して提供されるテクニカル・サポートは、<http://www-01.ibm.com/software/analytics/varicent/customercenter/saas.html> または IBM が提供する後継の

URL に定めます。テクニカル・サポートは「IBM SaaS」に含まれ、個別のオファリングとしては提供されるものではありません。

6. 「IBM SaaS」オファリングの追加条件

6.1 基本オファリング

各「IBM SaaS」には、実稼働インスタンス 1 件、非実稼働インスタンス 1 件および最大 3 年間のデータ履歴が含まれます。

6.2 お客様の「企業」グループ外ユーザー

「IBM SaaS」において、お客様は、お客様の「企業」グループ外ユーザーにアクセスを提供することができます。当該ユーザーは、「IBM SaaS」ユーザーとみなされ、適切な使用許諾を取得するものとし、ます。「IBM SaaS」ユーザーによる本条件の確実な遵守については、引き続きお客様の責任とします。

6.3 ユーザーの役割

「アクティブ・ペイイー」は、現在、直接または間接的にお客様と契約しており、モジュール・プロセスからのアウトプット(クレジットおよびトランザクションを含みますが、これらに限定されません)を計算または受領する目的で、「IBM SaaS」によって管理または追跡される「対象参加者」です。

「インアクティブ・ペイイー」は、現在、直接または間接的にお客様と契約していないものの、引き続き「IBM SaaS」によって管理または追跡される「対象参加者」です。

6.4 非実稼働 (Non-Production) に関する制限

「IBM SaaS」が「非実稼働用」に指定されている場合、「IBM SaaS」は、お客様の非実稼働活動の一環(テスト、性能調整、故障診断、ベンチマーキング、ステー징、品質保証活動または公開されたアプリケーション・プログラミング・インターフェースを使用する社内使用の「IBM SaaS」に対する追加または拡張の開発を含みますが、これらに限られません。)としてのみ、使用することができます。

6.5 データ・ヒストリー・プレミアム

お客様が「データ・ヒストリー・プレミアム」の使用許諾を有する場合、「IBM SaaS」には、最長 7 年間のデータ履歴が含まれます。

6.6 遵守性管理プログラム

「IBM SaaS」は、お客様が法規、規制、規格または慣行に基づくような遵守義務を満たすために使用される場合があります。「IBM SaaS」が提供するいかなる指示、提案する使用法、またはガイダンスも、法律上、会計上、またはその他の専門的な助言ではなく、お客様はお客様自身で法律上またはその他の専門的な助言を得るものとし、ます。お客様は、お客様とお客様の活動、アプリケーション、およびシステムがあらゆる適用法、規制、規格、および慣行に適合していることを独自に保証する責任を負うものとし、ます。「IBM SaaS」の使用が、あらゆる法規、規制、規格、または慣行を遵守することを保証するものではありません。

6.7 第三者の Web サイトおよびサービス

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が、「IBM SaaS」にリンクされた、または「IBM SaaS」からアクセス可能な、第三者の Web サイトまたはその他のサービスに「コンテンツ」を送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意を IBM に提供します。ただし、かかるやりとりは、お客様および第三者の Web サイトまたは他のサービスの間でのみ行われます。IBM は、かかる第三者のサイトまたはサービスに対し、いかなる保証または表明もするものではありません。また、これらに対するいかなる責任も負いません。

6.8 Derived Benefit Locations

該当する場合、税金は、「IBM SaaS」の恩恵を受けているお客様が認識する場所に基づきます。IBM は、お客様が IBM に追加情報を提供する場合を除き、「IBM SaaS」の注文時に主要な Benefit Location として記載した事業所住所に基づいて税金を適用します。お客様は、当該情報を最新に保ち、変更があった場合には IBM に通知する責任を負うものとし、ます。

別紙 A

IBM Cognos Territory and Quota Management (以下、「IBM SaaS」といいます。)は、クレジット・ルールおよびテリトリー・ルールを評価することで、販売取引のクレジットを受け取るペイヤーもしくはテリトリー (またはその両方) を判断するプロセスを自動化します。また、販売ベースの割り当ての配分と投入を管理する機能も備えています。「IBM SaaS」は、完全に Web ベースのソリューションです。ユーザーは、クレジット・ルール、組織の階層、レポート生成プロセス、割り当て管理プロセスの設定などのすべての機能に Web ブラウザーを経由してアクセスします。

サービス・レベル・アグリーメント

本「サービス・レベル・アグリーメント」(以下、「SLA」といいます。)は、以下の「IBM SaaS」に適用されます。

- IBM Cognos Territory and Quota Management for Active Payees
- IBM Cognos Territory and Quota Management for Inactive Payees
- IBM Cognos Territory and Quota Management
- IBM Cognos Territory and Quota Management Data Volume
- IBM Cognos Territory Management
- IBM Cognos Quota Management
- IBM Cognos Territory and Quota Management Single Tenant Premium
- IBM Cognos Territory and Quota Management Additional Production Instance
- IBM Cognos Territory and Quota Management Additional Non-Production Instance
- IBM Cognos Territory and Quota Management Data History Premium

IBM は、以下の条件に従って、本 SLA をお客様に提供します。開始時またはお客様の「サブスクリプション期間」の更新時における最新版の本 SLA の条件が、適用されます。お客様は、本 SLA が、お客様に対する品質保証とはならないことを了承するものとします。

1. 定義

- a. 「権限を有する担当者」とは、お客様が IBM に対して指定している、本 SLA に基づき「請求」を提出することが認められた個人をいいます。
- b. 「可用性クレジット」とは、IBM が検証した「請求」に対して提供する救済措置をいいます。「可用性クレジット」は、返金または「サービス」のサブスクリプション料金の将来の請求額から割り引く形で適用されます。
- c. 「請求」とは、本 SLA に基づいて、お客様の「権限を有する担当者」が IBM に対して提出する、「契約月」中に「サービス・レベル」が満たされていない旨の主張をいいます。
- d. 「契約月」とは、その月の初日の午前 12 時(米国東部標準時)から当該月の末日の午後 11 時 59 分(米国東部標準時)までを基準とする「サービス」期間における各 1 か月をいいます。
- e. 「お客様」とは、IBM に対して「サービス」を直接申し込み、かつ、IBM との「サービス」に関する契約に基づく重大な義務(支払義務を含みます。)に違反していない法人または団体をいいます。
- f. 「ダウン時間」とは、「サービス」のための実稼働システム処理が停止し、適切な許諾を得ているすべてのお客様のユーザーが、あらゆる「サービス」を利用できなくなる期間をいいます。言い換えると、適切な許諾を得ているユーザーが一人でもいずれかの「サービス」を利用できる場合、「ダウン時間」には該当しません。「ダウン時間」には、「サービス」が以下のいずれかに起因して利用できなくなった場合の期間は含まれません。
 - 計画されたシステムのダウン時間。
 - 不可抗力。
 - お客様または第三者のアプリケーション、機器またはデータの不具合。
 - お客様または第三者(お客様のパスワードまたは機器を使用して「サービス」へアクセスするあらゆる利用者を含みます。)の作為または不作為。
 - 「サービス」にアクセスするための所要のシステム構成およびサポートされているプラットフォームを満たさないこと。
 - IBM が「お客様」または「お客様」に代わる第三者が提供する設計、仕様、または指示に従った場合。
- g. 「事象」とは、「サービス・レベル」が満たされない原因となる状況または一連の状況をいいます。

- h. 「不可抗力」とは、天災、テロリズム、労働争議、火災、洪水、地震、暴動、戦争、政府による法令、命令もしくは制限、ウィルス、サービス妨害攻撃およびその他の悪意の行為、ユーティリティーおよびネットワーク接続の不具合、または IBM が合理的に制御できない「サービス」が利用できなくなるその他の原因をいいます。
- i. 「計画されたシステムのダウン時間」とは、保守作業のための定期的なサービスの停止をいいます。
- j. 「サービス」とは、本 SLA が適用され、本 SLA の最初のページに記載されている「IBM SaaS」オフリングをいいます。本 SLA は、各「サービス」に対して組み合わせられることなく個別に、適用されます。
- k. 「サービス・レベル」とは、IBM が本 SLA において提供する「サービス」のレベルを評価するための、以下に規定する基準をいいます。

2. 可用性クレジット

お客様が、「請求」を申請するためには、IBM の重要度 1 のサポート問題の報告手順に従って、各「事象」に対するサポート・チケットを、該当する「サービス」の IBM お客様サポート・ヘルプ・デスクに対して、記録しなければなりません。お客様は、「事象」に関するすべての必要な詳細情報（「事象」が最初に影響を与えた時刻を含みます。）を提出し、「事象」の分析および解明につき、重要度 1 のサポート・チケットが要求する範囲で IBM を合理的に支援しなければなりません。かかるチケットは、「事象」がお客様の「サービス」の利用に影響を与えていることをお客様が最初に認識してから 24 時間以内に記録しなければなりません。

お客様の「権限を有する担当者」は、お客様の「可用性クレジット」の「請求」を、「請求」の対象となる「契約月」の末日から 3 営業日以内に提出しなければなりません。

お客様の「権限を有する担当者」は、「請求」に関するあらゆる合理的な詳細（関連するすべての「事象」および満たされていないとして請求される「サービス・レベル」についての詳細な説明を含みますがこれらに限られません。）を、IBM に提供しなければなりません。

IBM は、各「契約月」中における「ダウン時間」の合計時間を、内部で測定します。「可用性クレジット」は、「ダウン時間」が最初に影響を与えたことがお客様により報告された時刻から測定されるダウン時間に基づいて決定されます。IBM は、有効な各「請求」に対して、適用可能な「可用性クレジット」の最高額を、下表に基づき、各「契約月」中における利用可能時間の合計に応じて適用します。同「契約月」中における同「事象」に対する「可用性クレジット」は、重複して適用されません。

「一括サービス」（個別の「サービス」を組み合わせるパッケージとし、単一料金で販売しているもの）に対する「可用性クレジット」は、「一括サービス」に対する合計の単一月額料金に基づいて計算されるものとし、各個別「サービス」に対するサブスクリプション月額料金には基づかないものとします。お客様は、各「契約月」の一括サービスにおいて、一つの個別の「サービス」に関する「請求」のみ提出することができます。各「契約月」の一括サービスにおいて 2 つ以上の「サービス」に対して「可用性クレジット」を適用することはできません。

Enterprise Software and Services Option (ESSO)、Software and Services Special Option (SSSO)、または Open Infrastructure Offering (OIO) の取引の一部として「サービス」を購入した場合、「可用性クレジット」は、その時点で公開されている、「請求」の対象となる「契約月」において有効な「サービス」に対する「レベル別推奨数量割引料金」に基づいて計算されます。お客様は、「可用性クレジット」の 3 分の 1 につき使用許諾を有します。

各「契約月」に支払われた「可用性クレジット」の合計額は、いかなる状況においても、お客様が IBM の「サービス」に対して支払った年額料金の 1/12 の 10% を超えないものとします。

IBM は、IBM の記録から入手し得る情報に基づいて、「請求」の検証を合理的に判断します。お客様の記録におけるデータと IBM の記録の間で相違がある場合には、IBM の記録が優先するものとします。

本 SLA に基づいてお客様に提供される「可用性クレジット」は、「請求」に関するお客様の唯一かつ排他的な救済措置です。

3. サービス・レベル

「契約月」における「サービス」の可用性

可用性の割合	「可用性クレジット」 （「請求」の対象である「契約月」における月額サブスクリプション料金の割合）
99% – 99.75%	2%
95% – 98.99%	5%
95.0% 未満	10%

「可用性の割合」は、以下のとおり算出されます。(a)「契約月」における分単位の総時間数 から、(b)「契約月」における「ダウン時間」の分単位の総時間数を控除し、それを(c)「契約月」における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

例: 「契約月」中の「ダウン時間」合計 476 分

30 日の「契約月」における合計 43,200 分 - 「ダウン時間」476 分 = 42,724 分 <hr/>	= 「契約月」における 98.9% の可用性に対する 5% の 「可用性クレジット」
30 日の「契約月」における合計 43,200 分	

4. 除外事項

本 SLA は、IBM のお客様に限り、利用することができます。本 SLA は、以下の場合には適用されません。

- ベータ版およびトライアル版の「サービス」。
- 非実稼働環境 (テスト、災害復旧、品質保証、または開発用環境などを含みますが、これらに限られません)。
- 「サービス」における IBM のお客様のユーザー、ゲスト、および参加者による「請求」。

お客様が、「ご利用条件」、「利用規定」またはお客様の「サービス」に対する契約に基づく重大な義務に違反 (支払義務の不履行を含みますが、これに限られません。) した場合は、